

# 太陽ファルマ プロモーションコード

2018. 4.1 制定

2019. 4.1 改訂

太陽ファルマは、医療用医薬品のプロモーションを実施する際に、製薬企業として遵守すべき行動基準を「太陽ファルマ プロモーションコード」として明示する。

## 1. プロモーション活動における責務

医薬情報担当者をはじめとする当社のプロモーション活動に関する責任は太陽ファルマにあり、この認識のもとすべての役員、従業員が適正なプロモーションを行う社内体制を確立する。

- (1) 医薬品の適正な使用と普及に向け、MR に対し継続した教育研修を実施する。
- (2) MR 等の非倫理的行為を誘発するような評価・報酬体系をとらない。
- (3) 医薬品の効能・効果、用法・用量の情報は、承認を受けた範囲内のもので、科学的根拠が明らかな最新のデータに基づくものを適正な方法で提供する。
- (4) 医薬情報の収集及び伝達は的確かつ迅速に行う。
- (5) 法的規制及び自主規範を遵守するための社内体制を整備する。

## 2. MRの行動基準

MR は医療の一端を担うものとしての社会的使命と、太陽ファルマを代表して医薬情報活動を遂行する立場を十分自覚すること。

- (1) 自社製品の添付文書に関する知識はもとより、その根拠となる医学・薬学知識の習得に努め、かつ、それを正しく提供できる能力を養う。
- (2) 太陽ファルマが定める内容と方法に従ってプロモーションを行う。
- (3) 効能・効果、用法・用量の情報は、承認を受けた範囲内で、有効性及び安全性に偏りなく提供する。
- (4) 医薬安全性情報の収集及び伝達は的確かつ迅速に行う。
- (5) 他社及び他社品を中傷・誹謗しない。
- (6) 医療機関等を訪問する際は当該施設の規律を守り秩序ある行動をとる。
- (7) 法的規制及び自主規範を遵守し、良識ある行動をとる。

## 3. プロモーション資材の作成・使用

プロモーション用印刷物、専門誌等における広告、医療関係者向けウェブサイト、スライド、動画等の視聴覚資材、その他プロモーション用資材は、医薬情報の重要な提供

手段であることを認識し、その作成と使用にあたっては、医薬品医療機器法、行政通知及びこれに関連する作成要領等の自主規範に従い、記載内容を科学的根拠に基づく正確かつ客観的で公平なものとする。

- (1) 効能・効果、用法・用量は承認を受けた範囲を逸脱して記載しない。
- (2) 有効性及び安全性については、虚偽若しくは誇大な表現又は誤解を招くおそれのある表示、レイアウト及び表現を用いない。特に安全であることを強調、保証する表現をしてはならない。
- (3) 有効性に偏ることなく、安全性に関する情報も公平に記載する。
- (4) 他剤との比較は、客観性のあるデータに基づき、原則として一般的名称をもって行う。
- (5) 他社及び他社品を中傷・誹謗した記載をしない。
- (6) 例外的なデータを取り上げ、それが一般的事実であるような印象を与える表現をしない。
- (7) 誤解を招くような、又は医薬品としての品位を損なうような写真、イラスト等を用いない。
- (8) プロモーション用印刷物及び広告は、信頼性保証部の審査を受けたもののみ使用する。

#### 4. 業務委託

医療関係者に対し、講演・執筆・調査・研究・当社会議への参加・研修等を依頼し、それら業務に対する報酬・費用を支払う場合、業務内容に比して著しく高額としない。

#### 5. 製造販売後安全管理業務及び製造販売後調査等の実施

製造販売後の医薬品の適正な使用方法の確立をいう目的を正しく認識し、製造販売後安全管理業務、製造販売後調査等は科学的根拠に基づき、かつ、法的規制や自主規範を遵守して実施し、販売促進の手段としない。

#### 6. 講演会の実施

医療関係者を対象に行う講演会等は、出席者に専門的かつ学術的・科学的な情報を提供するものとする。講演会等の開催場所は、目的に合う適切な開催地・会場を選定する。講演会等に付随して飲食等を提供する場合は、華美にならないよう、また製薬企業の品位を汚さないものとする。

#### 7. 物品の提供

医薬品の適正使用に影響を与える恐れのある物品及び医薬品の品位を汚すような物品を医療関係者及び医療機関に提供しない。

#### 8. 金銭類の提供

直接、間接を問わず医薬品の適正使用に影響を与えるおそれのある金銭類を医療関係者及び医療機関に提供しない。